

第1章 計画の概要

1 スポーツの意義と定義

(1) スポーツの意義

スポーツ立国が謳われる近年、スポーツを行う意義は、記録や技を競ったり、鍛練、修養などの心身の持てる力を養うという観点から大きく広がりまた深まってきている。

スポーツを実施することにより、体力の向上、生活習慣病の予防など心身の健康の保持増進に効果を発揮し、爽快感や達成感等の精神的充実感や楽しさ、喜び、夢や感動を与えてくれるばかりでなく、スポーツを通じた交流・ふれあいにより、コミュニケーション能力の育成や青少年の健全育成、家族や仲間、地域社会における絆を強めるなど多様な意義があると言える。

(2) 本計画におけるスポーツの定義

本計画においては、スポーツ基本法に根ざす定義を踏まえ、オリンピックやパラリンピック、プロスポーツなどにみられる自己・他者との記録を競ったり、勝敗を争ったりする「スポーツ」だけでなく、レクリエーションや交流のため、気軽に身体を動かすことなども「スポーツ」とする。

例えば、散歩やウォーキング、サイクリング、運動不足解消のため、意識的に通勤手段を徒歩に変えたり、エレベーター・エスカレーターの使用を控えて階段を使うといった日常の生活における身体活動も「スポーツ」の定義に含む。

2 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、平成15年3月に策定した「芦屋市スポーツ振興基本計画」（旧計画）に基づき、市民一人ひとりが、それぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるよう「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできた。

「芦屋市スポーツ推進実施計画」（本計画）は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進（実施）計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市が目指す「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化¹⁾を創る」ための目標や道筋を示す計画として策定した。

3 計画の目標

目指す姿：すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化¹⁾を創る。

- (1) ライフステージに応じたスポーツの推進
- (2) スポーツ文化²⁾の推進
- (3) ささえるスポーツ³⁾の推進
- (4) スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進

4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とし、平成30年度までの5年を前期、それ以後の5年を後期とする。前期終了となる平成30年度には、社会情勢の変化等も考慮して計画の見直しを行う。

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
第4次総合計画(最終年度 H32年度)									
前期実施計画				見直し	第5次総合計画				
					後期実施計画				

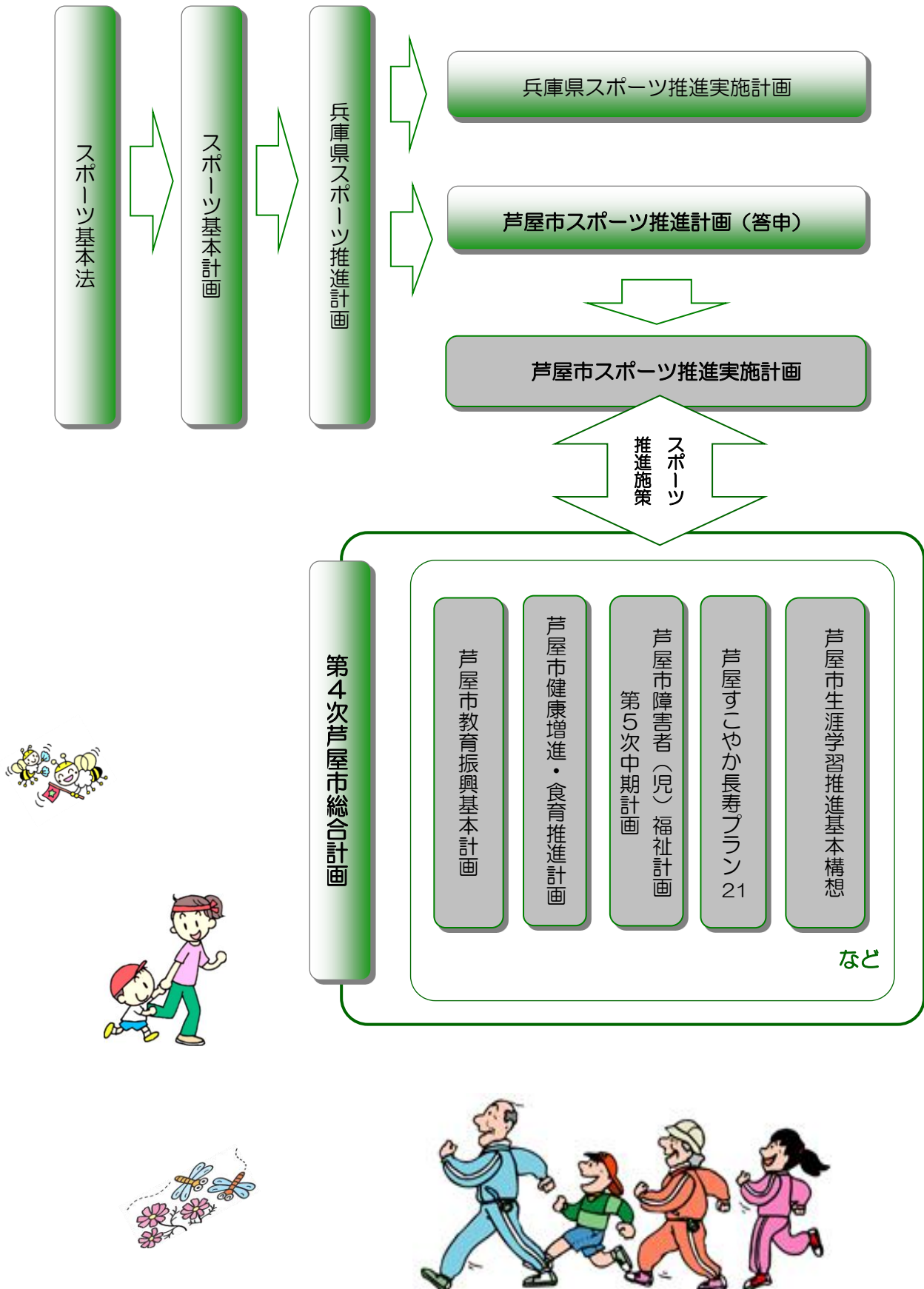
5 計画の構成

この推進計画は、第1章「計画の概要」、第2章「芦屋市のスポーツ推進の流れ」、第3章「国・兵庫県のスポーツ推進の流れ」、第4章「芦屋市におけるスポーツ推進の現状・特徴・課題と対応」、第5章「課題別計画における主なスポーツ推進施策」、第6章「スポーツ団体・学校体育連盟における主なスポーツ推進施策」、第7章「計画の目標と基本的考え方」、第8章「今後の芦屋市スポーツ推進重点施策」の8部構成としている。

6 計画の位置づけ

- (1) この計画は、スポーツ基本法第10条に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置づけ、「芦屋市スポーツ推進実施計画」(あしやスポーツ文化・アクションプラン)とする。
- (2) 国や兵庫県より示された「スポーツ基本計画」や「兵庫県スポーツ推進計画」を参酌し、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進する。
- (3) 本計画の策定及び推進にあたっては、第4次芦屋市総合計画や課題別計画のスポーツ推進施策における整合、連携を図る。

7 課題別計画との位置関係（イメージ図）



8 計画の策定体制

(1) 芦屋市スポーツ活動に関する市民意識調査の実施

① 調査目的

この調査は、スポーツ推進実施計画の策定の基礎資料として、本市における成人市民のスポーツ活動の実態を総合的に把握することを目的にして行った。

② 調査内容

□ 運動スポーツ実施状況

実施頻度、実施種目、実施時間、実施理由、実施仲間、実施希望種目、実施の阻害要因

□ 健康・体力の状況

健康状態の自己評価、体力の自己評価、健康・体力への配慮、健康・体力に関する自覚症状、健康法、子どもの運動不足とその理由

□ スポーツ行事・クラブへの参加

スポーツ行事（市教育委員会や市体育協会、スポーツクラブ 21 ひょうご⁴⁾・コミュニティ・スクール⁵⁾）への参加、参加したいスポーツ行事、参加したいスポーツ教室、スポーツクラブ・同好会への加入、加入しているクラブや同好会の種目、加入したいスポーツクラブ・同好会、スポーツクラブ 21 ひょうご⁴⁾への入会状況

□ スポーツ施設について

体育・スポーツ施設の利用状況、スポーツ施設整備に関する要望、本市にほしい施設、公共スポーツ施設への要望

□ スポーツ情報について

運動・スポーツ情報のニーズ、運動・スポーツの情報源

□ スポーツ観戦について

観戦経験

□ スポーツ・ボランティアについて

スポーツ・ボランティア経験、スポーツ・ボランティア希望

□ スポーツの国際大会について

スポーツの国際大会への関心、スポーツの国際大会開催に対する態度

□ 障がい者スポーツについて

障がい者スポーツへの関与、障がい者スポーツのボランティア、障がい者スポーツの普及・推進

□ スポーツ振興について

スポーツ行政への要望、スポーツ推進についての意見・要望（自由記述）

③ 調査対象

□ 集団

芦屋市に居住する20歳以上の男女

□ 標本数

3,000人

□ 抽出方法

住民基本台帳および外国人登録者から系統抽出法

④ 調査方法及び調査期間

郵送法 平成24年10月1日～10月30日

※前回調査：平成19年9月1日～9月30日

※前々回調査：平成13年10月15日～11月11日

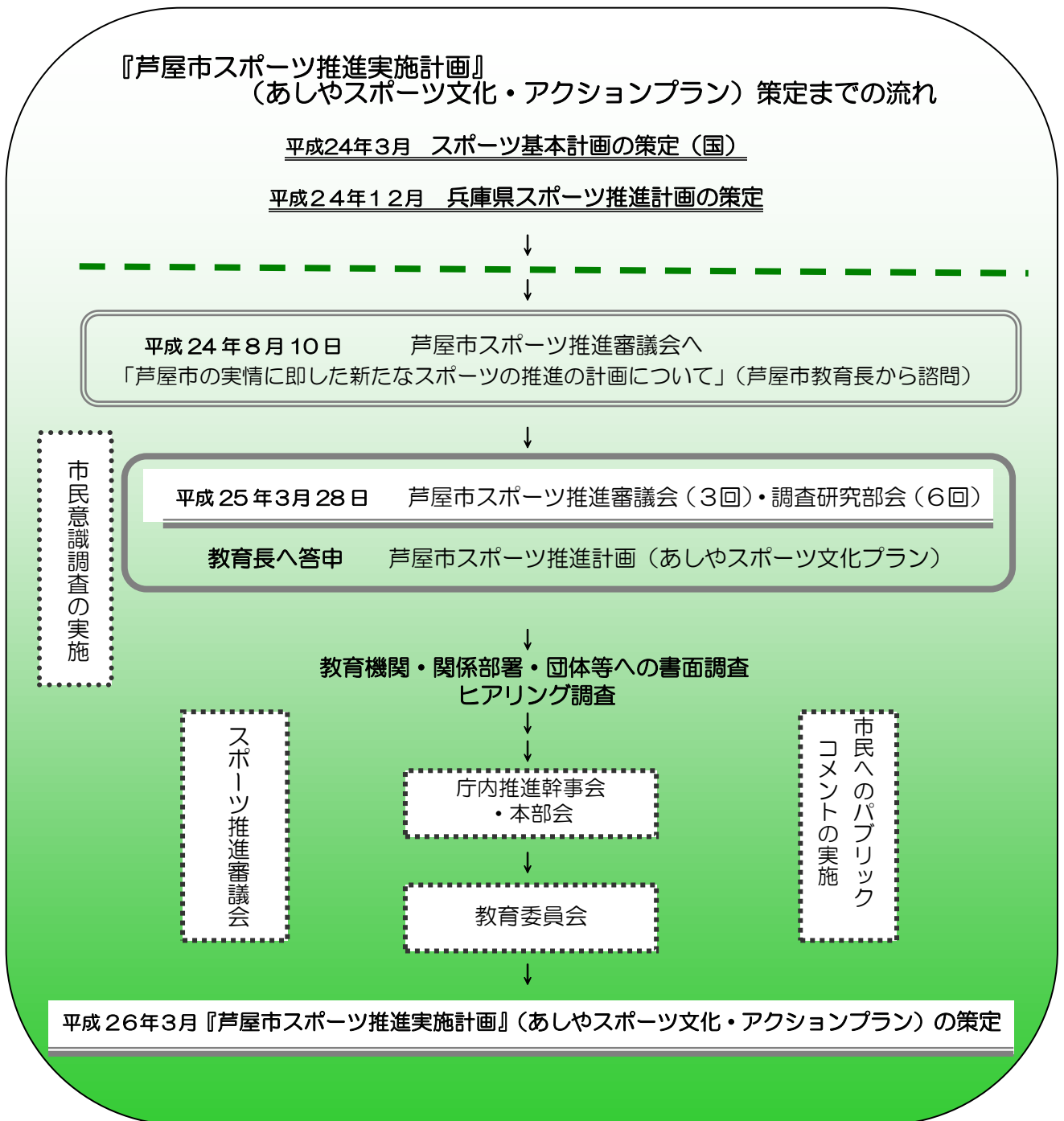
- ⑤ 回収結果
回収数（回収率） 948 票（31.6%）
有効回収数（有効回収率） 937 票（31.2%）
- ⑥ 分析方法
データ分析は、単純集計とクロス集計を用いた。また、データは性別に集計したが、一部のデータに関しては、下記のコーホート（壮年層[20～39歳]，中年層[40～59歳]，高齢者層[60歳以上]）を適用し分析した。無回答は欠損値として処理した。
- ⑦ 調査研究
この調査は、神戸大学大学院人間発達環境学研究科 山口泰雄研究室にご協力を得て実施した。
研究代表者：山口泰雄（神戸大学大学院人間発達環境学研究科）教授

表 I. サンプルの属性

		%	n			%	n
性別	男性	40.2	347	婚姻	未婚	18.2	165
	女性	59.8	516		既婚	81.8	741
年齢	20～29歳	8.5	77	居住形態	単身（あなた一人）	9.5	86
	30～39歳	12.9	117		夫婦のみ	37.3	338
	40～49歳	17.7	161		（あなたと配偶者のみ）	40.7	369
	50～59歳	20.1	183		二世世代家族	3.6	33
	60～69歳	20.7	188		三世世代家族	8.8	80
	70歳以上	20.2	184		その他		
職業	自由業・商工自営 （家族従業員を含む）	10.1	92	居住歴	1年未満	5.1	46
	勤め人 （正規の社員・職員）	26.7	243		1年～5年未満	12.3	112
	勤め人 （嘱託、パート、アルバイト等）	14.8	135		5年～10年未満	21.1	192
	専業主婦	28.0	255		10年～20年未満	33.6	306
	学生	2.9	26		20年以上	27.9	254
	無職	14.1	128				
	その他	3.4	31				

- (2) 教育機関、関係部署、地域活動団体などからの資料提供による実態把握
市民意識調査では、把握できない市民や地域の実態をより詳細に把握するため、地域の関係団体、行政関係機関等へスポーツ施策の実施や参加状況に関する資料提供を受けるとともに、出向いてヒアリング調査を行い、それらを通じて現在抱えている課題や問題点、要望等について意見交換を行った。
- (3) その他意見の聴取
広く市民の方のご意見をいただくために、約1ヶ月間パブリックコメントを実施。
- (4) 行政機関の計画策定体制の整備
スポーツ施策の総合的、効果的な推進を図るため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市スポーツ施策推進本部」を設置した。
また、社会教育部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市スポーツ施策推進本部幹事会」を設置し、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めた。

～ 計画策定までの体制と流れ（イメージ図） ～



○

